研修テキスト

深夜酒類提供飲食店営業届出

神奈川県行政書士会運輸警察部編/２０２３年３月改訂版

もくじ

第１章　はじめに
第２章　風営法の規制を受ける営業の種類
第３章　深夜酒類提供飲食店営業とは
　第１節　深夜酒類提供飲食店営業の定義
　第２節　接待の有無
　第３節　遊興の時間制限
第４章　営業禁止地域
第５章　風営法による飲食店営業の規制
第６章　営業開始届手続のポイント
第７章　Ｑ＆Ａ
第８章　許可申請書類サンプル

第１章　はじめに

風営業務は行政書士にとって主要業務であるにもかかわらず、実際に扱うのは一部の行政書士に限られ、全体としては敬遠される傾向にあった。

これには、「風俗営業という言葉のイメージ」「行政側の対応のばらつき」「責任の重さ」等、様々な理由が挙げられるが、往々にして先入観によるものであることも否めなかった。

風営業務は的確に遂行していく限りは決して恐いものではなく、お客様の営業の出発に関わるやりがいのある仕事でもある。 今後、多くの行政書士の方々にチャレンジしていただきたいと思い、風営法関係の手続の中で特に依頼件数の多い社交飲食店営業の許可申請手続を中心として、基本的な取り扱い上の注意点等をまとめた。

最近は法令が細かく複雑に解釈される傾向が深まってきており、業務知識が不充分なためか、行政側からの苦情が多く出てきている状況にある。

許認可全般に言えることだが、行政手続や規制は基本的に法令を根拠としているものであり、法令の正確な理解が行政との円満なやりとりの一番の近道となる。

したがって、市民と行政のパイプ役である行政書士としては、このような認識のもと風営業務においても法令の理解に努めることが重要である。

これまで、社交飲食店の風営実務基本マニュアルがあるが、このたび風俗営業４号まあじゃん屋の営業許可申請のマニュアルを制作した。いくらかでも皆さまの業務のお役に立てていただければ幸いである。

なお、基本的事項についての質問等は、これまで通り、できうる限り運輸警察部を通じて確認していただきたい。

第２章　風営法の規制を受ける営業の種類

【風俗営業】

平成２８年６月２３日の改正風営法施行により、風俗営業の種別は１号から８号までの８種から、１号から５号までの５種に改正され各風俗営業の種別の号数も変更された。

公安委員会から交付されている風俗営業許可証に記載された号数と、風営法改正後における号数が一致していない場合がありえる。

なお、この改正により、客にダンスをさせる営業は風俗営業に含まれないこととなり、新たに特定遊興飲食店営業が許可営業として新設された。

１号営業　　社交飲食店、料理店等
キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業

２号営業　　低照度飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）

３号営業　　区画席飲食店
喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

４号営業　　マージャン店、パチンコ店等
まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

５号営業　　ゲームセンター等
スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）

【特定遊興飲食店営業（許可営業）】

ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、深夜（午前０時～午前６時）において営むもの（風俗営業に該当するものを除く。）。平成２８年６月２３日から新設された。

【深夜酒類提供飲食店営業】
＊主として酒類を提供する飲食店で、午前０時以降も営業する場合
（従業員による接待が伴う場合は、風俗営業許可が必要）
＊営業を開始しようとする１０日前までに営業開始の届出が必要

【性風俗関連特殊営業】
＊営業を開始しようとする１０日前までに営業開始の届出が必要

〈店舗型性風俗特殊営業〉
・個室付浴場（ソープランド）
＊平成９年より神奈川県下での新規出店は認められていません。
・個室マッサージ（ファッションヘルス・ファッションマッサージ）
＊平成９年より神奈川県下での新規出店は認められていない。
・ ストリップ劇場・ヌードスタジオ等
・ ラブホテル、モーテル等
・ 出会い系喫茶
・ アダルトショップ

〈無店舗型性風俗特殊営業〉
・派遣型ファッションヘルス等
・アダルトビデオ等通信販売

〈映像送信型性風俗特殊営業〉
・インターネットによるアダルト画像等の販売

〈店舗型電話異性紹介営業〉
・テレホンクラブ

〈無店舗型電話異性紹介営業〉
・テレホンクラブ（伝言ダイヤル）

【接客業務受託営業】
許可や開始届は不要だが、平成１１年４月より規制が課せられている。
・コンパニオン派遣業、芸者置屋等規制の概要
＊派遣されるコンパニオン等への高額な借金背負わせの禁止
＊派遣されるコンパニオン等からの旅券取り上げ等の禁止

第３章　深夜酒類提供飲食店営業とは

第１節　深夜酒類提供飲食店営業の定義

飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けて

営むものをいい、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、特定遊興飲食店営業を除く。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業で、営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除いた営業を、「酒類提供飲食店営業」という。（風営法第２条第１３項第４号より）

「酒類提供飲食店営業」が深夜、つまり夜０時から午前６時までの時間帯に行われる場合に「深夜酒類提供飲食店営業」となり、この営業を行いたいときは、その営業を開始する１０日前までに都道府県公安委員会に営業開始の届け出を受理されなければならない。

・「設備」とは、屋台等で単に立食をさせる営業は含まれないが、屋台等でも、卓やいす等を設けて客に飲食をさせるものを除く。
・「客に飲食させる」とは、単に調理をして飲食物を販売する仕出屋、弁当屋を含まない。
・「酒類を提供して営む」とは、酒類（アルコール分１度以上）を客に提供して営むことをいい、提供する酒類の量の多寡を問わない。
・「営業の常態として」の解釈について
　ア、営業時間中、客に常に主食を提供している店であることを要し、例えば１週間のうち平日のみ主食を提供する店、一日のうち昼間のみ主食を提供している店等は、これに当たらない。
　イ、客が飲食している時間のうち大部分の時間は主食を提供していることを要し、例えば大半の時間は酒を飲ませているが、最後に茶漬けを出すような場合はこれにあたらない。
　ウ、「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く）、めん類、ピザパイ、お好み焼き等がこれにあたる。

第２節　接待の有無

「キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」は風俗営業の種別第１号の営業に該当する。

接待を行う場合は風俗営業に該当する可能性が高いので、事業者が接待を行うかどうかについて注意を要する。

「接待」について、参考として風営法解釈運用基準の以下の部分を抜粋する。

第４　接待について（法第２条第３項関係）

１　接待の定義

接待とは、「歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすこと」をいう。この意味は、営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手を特定して「３」の各号に掲げるような興趣を添える会話やサービス等を行うことをいう。言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことである。

２　接待の主体

通常の場合、接待を行うのは、営業者やその雇用している者が多いが、それに限らず、料理店で芸者が接待する場合、旅館・ホテル等でバンケットクラブのホステスが接待する場合、営業者との明示又は黙示の契約・了解の下に客を装った者が接待する場合等を含み、女給、仲居、接待婦等その名称のいかんを問うものではない。また、接待は、通常は異性によることが多いが、それに限られるものではない。

３ 接待の判断基準

（１）談笑・お酌等特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為は接待に当たる。これに対して、お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為は、接待に当たらない。

（２）ショー等特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室又は客室内の区画された場所において、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為は接待に当たる。これに対して、ホテルのディナーショーのように不特定多数の客に対し、同時に、ショー、歌舞音曲等を見せ、又は聴かせる行為は、接待には当たらない。

（３）歌唱等特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、若しくはその客の歌に手拍子をとり、拍手をし、若しくは褒めはやす行為又は客と一緒に歌う行為は、接待に当たる。これに対して、客の近くに位置せず、不特定の客に対し歌うことを勧奨し、又は不特定の客の歌に対し拍手をし、若しくは褒めはやす行為、不特定の客からカラオケの準備の依頼を受ける行為又は歌の伴奏のため楽器を演奏する行為等は、接待には当たらない。

（４）ダンス特定の客の相手となって、その身体に接触しながら、当該客にダンスをさせる行為は接待に当たる。また、客の身体に接触しない場合であっても、特定少数の客の近くに位置し、継続して、その客と一緒に踊る行為は、接待に当たる。ただし、ダンスを教授する十分な能力を有する者が、ダンスの技能及び知識を修得させることを目的として客にダンスを教授する行為は、接待には当たらない。

（５）遊戯等特定少数の客と共に、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為は、接待に当たる。これに対して、客一人で又は客同士で、遊戯、ゲーム、競技等を行わせる行為は、直ちに接待に当たるとはいえない。

（６）その他客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為は、接待に当たる。ただし、社交儀礼上の握手、酔客の介抱のために必要な限度での接触等は、接待に当たらない。また、客の口許まで飲食物を差出し、客に飲食させる行為も接待に当たる。これに対して、単に飲食物を運搬し、又は食器を片付ける行為、客の荷物、コート等を預かる行為等は、接待に当たらない。

第３節　遊興の時間制限

深夜（午前０時から午前６時までの時間帯）において遊興をさせてしまうと特定遊興飲食店営業に該当してしまうので注意を要する。

深夜酒類提供飲食店の開始届出書において「遊興をさせる場合はその内容と時間帯」を記入する欄があるが、この欄に内容を記入する場合は、例えば「通信カラオケ機器を用いて歌唱するよう不特定多数の客に勧奨し、歌唱に合わせて客が唱和する」など、遊興に該当する行為の内容を説明し、その時間帯は午前６時から午前０時までの時間帯の範囲でなければならない。

カラオケ機器が設置されている営業所では必然的に遊興が行われていると想像されやすいので、この欄に記入する内容と時間帯について実態と法令に即した説明を記入する必要がある。

なお、遊興の判断に関して風営業解釈運用基準の以下の部分を参考までに抜粋する。

第１０－２　「遊興をさせる」の意義

（１）「遊興をさせる」とは、文字どおり遊び興じさせることであるが、特定遊興飲食店営業として規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合である。客に遊興をさせるためのサービスとしては、主として、ショーや演奏の類を客に見聴きさせる鑑賞型のサービスと、客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型のサービスが考えられる。

ア 鑑賞型のサービスについては、ショー等を鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、積極的な行為に当たる。これに対して、単にテレビの映像や録音された音楽を流すような場合は、積極的な行為には当たらない。

イ 参加型のサービスについては、遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛り上げるための言動や演出を行う行為等は、積極的な行為に当たる。これに対して、客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、客の遊戯に対して営業者側が何らの反応も行わないような場合は、積極的な行為には当たらない。

（２）具体的には、例えば、次に掲げる行為が「客に遊興をさせる」ことに当たる。

① 不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為

② 不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為

③ 客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、不特定の客にダンスをさせる行為

④ のど自慢大会等の遊戯、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為

⑤ カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に歌うことを勧奨し、不特定の客の歌に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為

⑥ バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為

（３）これに対して、例えば、次に掲げる行為で上記（２）の行為に該当しないものは、「客に遊興をさせる」ことには当たらない。

① いわゆるカラオケボックスで不特定の客にカラオケ装置を使用させる行為

② カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客が自分から歌うことを要望した場合に、マイクや歌詞カードを手渡し、又はカラオケ装置を作動させる行為

③ いわゆるガールズバー、メイドカフェ等で、客にショーを見せたりゲーム大会に客を参加させたりせずに、単に飲食物の提供のみを行う行為

④ ボーリングやビリヤードの設備を設けてこれを不特定の客に自由に使用させる行為

⑤ バー等でスポーツ等の映像を単に不特定の客に見せる行為（客自身が応援等を行う場合を含む。）

第４章　営業禁止地域

各都道府県の風営法施行条例で、この営業をすることができない地域を定めることができるが、一般的に住居系の用途地域では営業が制限されている。

風営法の解釈としては、営業所のうち、営業が制限される用途地域にかかっている部分は深夜酒類提供飲食店の営業所としては認められない。

※ 神奈川県条例の場合、住居専用地域・住居地域（準住居地域を含む。）においては、原則として営業が禁止される。ただし、商業地域の周囲３０メートル以内の住居地域(準住居地域を含む。)

を除く。

第５章　風営法による飲食店営業の規制

風営法第３２条では、飲食店について次の行為を禁止している。酒類を提供しない飲食店も規制の対象になりえることに注意を要する。

① 夜１０以降の時間帯に客引き又は客引きを目的として、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

② 酒類を提供する飲食店が午後１０時以降に１８歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。ただし、飲食店であっても、次のいずれかの営業の場合には風営法の規制の対象とならない。

A 営業の状態として通常主食と認められる食事を提供する営業

B「コーヒー、紅茶、ジュース等の飲みものやケーキ、パフェ、アイスクリーム、おしるこ等の菓子類」以外の飲食物（フライドチキン、サラダ、たこ焼き等）を提供する営業で、午後１０時以降に酒類を提供しない営業

C 保護者同伴の場合

なお、青少年の深夜の外出等については条例によって規制されていることが多いので各地域の条例についても注意を要する。神奈川県青少年保護育成条例では、次のようになっている。

（深夜営業を行う施設への立入りの制限等）

第２６条　次に掲げる施設（次条第１項の規定により指定されたものを除く。）を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該営業の施設に青少年を立ち入らせてはならない。

（１）個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

（２）設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させる施設（図書館法第２条第１項に規定する図書館を除く。）

（３）前２号に掲げるもののほか、深夜に営業を行う施設で、その営業の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして規則で定める施設

２　前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜に当該施設において営業を営む場合は、当該施設の入り口に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

３　深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設（第１項各号に掲げるものを除く。）内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

③ 営業所で２０歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

④ 深夜（午前０時から午前６時まで）営業の飲食店で下記の構造設備基準を満たしていないこと。

一　客室の床面積は、一室の床面積を九・五平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない。

二　客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

三　善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第百二条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

四　客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

五　次条に定めるところにより計つた営業所内の照度が二十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

六　第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

第６章　営業開始届手続のポイント

① 業務受諾時の対応

業務の依頼や相談があったときは、営業の内容と営業所の所在地を確認することが重要である。飲食店営業の場合、特に重要なポイントは＜接待を行うかどうか＞ということである。接待を行う飲食店は風俗営業の１号営業（社交飲食店など）に該当し、都道府県公安委員会から事前に営業許可を受けなければならない。しかし、営業所の所在地や時期によるが、１号営業は原則として深夜（夜０時から６時）における営業が制限される。

依頼人に対しては、社交飲食店営業と深夜酒類提供飲食店営業の両方を同時に行うことはできない旨を説明したうえで、接待営業と深夜酒類提供のどちらを選ぶかを判断させる必要がある。

また、営業所所在地が、都道府県風営法施行条例に照らして深夜酒類提供飲食店が営業できるか場所であるかどうかを初期段階で確認しておくことが重要である。

トラブルを避けるためには報酬額と実費、消費税等をはっきり区別して伝えることも重要である。行政書士としてどこまでの責任を負うかを依頼者に納得させ、依頼者の心理状況を想像しながら適切な説明を行う。さらには、深夜酒類提供飲食店営業の構造設備基準が維持できる営業所であるかどうかにも注意を要する。

「客室の床面積は、一室の床面積を九・五平方メートル以上とすること。ただし、客室の数が一室のみである場合は、この限りでない。」の部分は特に重要である。

依頼者自身や依頼者周辺の第三者から得た情報は最終的には信用できないので、根拠のない憶測や噂等に振り回されないよう注意を要する。必要に応じて資料を渡す、又は書面で情報を提出するなどして、無用のトラブルを防ぐ工夫をしてほしい。

② 打ち合わせ

開業までの流れ、構造設備要件と開業後の注意点等を説明し、依頼者に用意してもらう書類等を指示する。深夜における酒類提供が可能となるのは、届出が受理されて１０日が経過したときからとなる。

しかし、この届出を行うにあたっては＜飲食店営業（食品衛生法）の許可証＞の写しを添付する

ので、先に保健所に飲食店営業許可申請を行い、営業許可通知を受けた後、飲食店営業許可証を受領して、その写しを添付書類に含めて深夜酒類提供飲食店営業の営業開始届け出を行うこととなる。

飲食店営業許可証の交付を受けるまでに日数がかかるため、依頼人の営業開始日の１０日前までに深夜酒類提供飲食店営業の営業開始届け出の受理が間に合わない場合がありえることから、営業開始までのスケジュールについて後日トラブルにならないよう慎重に説明をする必要がある。

このほか、営業所所在地の地番と住居表示の一致、ビル名と部屋番号、飲食店許可証に記載された情報等を確認する。

風俗営業許可申請では＜使用権原を疎明する書面＞を提出するが、この届出手続きでは提出しない。しかし、開始しようとしている営業内容について、届け出名義人が建物所有者から了解を得ているか、又は届出人が建物を所有しているか、といった＜使用権原に関すること＞もトラブル防止の観点から確認しておくとよい。

③ 添付書類一覧

添付書類は次のとおりである。

１．営業開始届出書
２．営業の方法
３．営業所の平面図
４．営業所の求積図
５．営業所の照明・音響設備図
６．申請者の住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）
７．申請者が法人の場合はさらに定款、法人の登記事項証明書、役員全員の住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
８．食品衛生法の許可証の写し
９．行政書士に手続きを委任したことを証明する委任状

④ 添付書類の注意ポイント

１．届出書と添付書類一式を提出し、控えは行政書士が作成保存する。
２．風俗営業と違い、人的欠格事由や保全対象施設による制限はなく、管理者の選任も必要はない。
３．届け出に際して公安委員会に納付する手数料は不要。
４．届出を受理されると警察署から受領書が交付される。
５．公安委員会から営業許可証や届け出確認書は交付されない。
６．営業所周辺の略図を提出する義務はないが、営業所所在地を特定できる簡易な地図と、用途地域を確認できる証明資料（風俗営業許可申請の場合と同じものが望ましい）を提出することが望ましい。
７．飲食店営業許可証が交付されてから、その写しを添えて届出することが望ましいが、どうしても飲食店営業許可証の交付前に届出をするのであれば、許可通知が出ていることを保健所で確認したうえで、飲食店許可申請が受理されたことを証明できる申請書控え等を添付して届出を受理されることもありえるが、必ず事前に所轄警察署に相談して了解を得るようにしてほしい。
８．状況によっては適宜、「理由書」等の添付が必要な場合がある。 例：住居表示と地番表示が異なるような場合

９．各書式は、法律施行規則に別記様式として掲げられている。 それらをＡ４サイズに合わせてコピーして使ったり、書式データをダウンロードして様式に則ってワープロで作成したりしても構わない。　行政書士としては、警察署へ用紙をもらいに行くようなことは出来るだけ控えてほしい。

10. ２０２０年１２月末日から、公安員会に提出する書面における作成者の署名及び押印を要しない書式に変更され、実務上も署名及び押印の義務がなくなったが、行政書士としては書面上の名義人の意思を確認するため署名又は押印を求めるようにしてほしい

11. ２０２２年から、氏名欄において旧姓を使用することが認められた。余白部分又は備考欄に「(備考) 氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名」と記載し、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示する。

⑤ 測量、作図

届け出手続きにおいては、公安委員会による営業所の実地検査はおこなわれないが、営業所内の設備状況が風営法施行規則で定める構造設備の基準を順守されていることが確認できる図面を提出します。構造設備の状況、客室床面積と営業所床面積の算出根拠、イス・テーブル・カウンター・照明音響関係（カラオケ機器等含む）設備（特に調光器の有無）等については特に注意を要する。

客室は、客にサービスを提供する部分を意味し、図面上では赤色の線でその範囲を表示する。サービスとして客に使用させるイス、テーブル、カウンター等が存在する場所を含むが、トイレ、倉庫、事務室、独立した通路、風除室等は客室に含まない。客室内部で見通しを妨げる設備が存在しないよう注意が必要である。客室床面積やイス・テーブルの寸法については誤差３㎝未満とし、客室内部の内法の寸法で計測する。

営業所床面積は、建物内における営業所と密接不可分な範囲の床面積を意味し、トイレ、倉庫、事務所、風除室、通路等を含むが、他の店舗と共同で使用する部分は営業所に含めない場合がある。営業所面積は、営業所全体を囲む建物の主要構造部（柱、壁等）の主に中心線を表し、図面上では青色の線で表示する。

⑥ 営業開始届け出

届出に際して添付する図面等は、実際の営業で使用される設備状況を元に作成するべきである。届出人から手続に関する委任を受けて委任状を所持している行政書士が、代理人として単独で届出することが神奈川県警では認められているが、他の都道府県では届出人の同行を求められることがあるので、県外の場合は事前に警察署に確認するなどしてほしい。

届出は営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課が窓口になる。担当者が多忙で不在の場合があるので、事前に電話で状況を伺って届け出予定時間を予約しておくとよい。

届出用として添付書類の原本を添付した正本を１通提出し、行政書士用と依頼者用に二部の控えを用意しておくとよい。

届出を受理された直後に交付される「受領書」は届出が受理されたことの証明書となるで、紛失しないよう注意を要する。念のためＰＤＦ等のデータでも保管し、届出書の控えとともに依頼人に渡すことをお勧めする。

⑦ 開業後の手続

１．変更の届出

次の事項について変更があったときは、営業所の所在地を管轄する公安委員会に変更の届け出

を行う義務がある。届出期限は変更の日から１０日（法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあっては２０日）以内です。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　営業所の名称
三　営業所の構造及び設備の概要

２．廃止の届出

営業を廃止したときは、廃止の日から１０日以内に、営業所の所在地を管轄する公安委員会に廃止の届け出を行う義務があります。

※ 従業者名簿の取り扱いについて

夜１０時以降に営業する飲食店営業者は、店長（管理者）を含むすべての従業員の従業者名簿を作成しなければならない。名簿の記載事項は公的証明書（住民票記載事項証明書等）をもとに事実であることを確認し、その確認に用いた公的証明書の原本又はコピーを営業所ごとに備え付けて、警察職員が立ち入った際には速やかにそれら名簿及び確認資料を提示できるようにしなければならない。なお、平成２６年１０月１７日をもって、従業者名簿における本籍の記載は都道府県名までででよいこととなった（風俗営業第４号と第５号では本籍全てについて記載義務がない)。

第７章　Ｑ＆Ａ

過去の風営研修会における県警本部との質疑応答より現時点でも有効と思われるものを掲載します。

Ｑ 営業所及び客室の求積は、壁心で測るのか内のりで測るのかご教示下さい。
Ａ 営業所は壁心と内のりのどちらでも構いませんが、壁芯での寸法を採用する方法が主流です。ただし、客室は内のりで求積して下さい。

Ｑ 営業所の住居表示（または通常の住所の表示）と地番表示が異なる場合は、どうしたらよいでしょうか。
Ａ 同一の所在を表している旨を説明する上申書もしくは理由書等を添付して下さい。

Ｑ 客室内の壁の腰の高さ位の位置に出っ張りがあるような場合、客室の求積はその部分を除いてすべきでしょうか。
Ａ 基本的には除く必要はありません。ただし、その範囲が広い等、状況によっては除いていただくこともあります。

Ｑ 点ける、切るだけのスイッチの照明とスライダックス照明が混在している状況で、スライダックスを 小光量にしても、規定の照度を維持できる場合にも、不適格となるのでしょうか。
Ａ スライダックスそのものを禁止しているわけではなく、照度を調節しても規定照度を下回ることがありえない設備状況であれば構いません。ただし、スライダックスそのものがガムテープ

やボンド等で固定され、後で簡単に元に戻せるような場合は、不適格となります。

Ｑ 照明設備は、客室以外の部分（例えばトイレや調理場、階段、従業員控室等）についても記載すべきでしょうか。
Ａ すべて記載して下さい。

Ｑ 韓国籍等の人物の名前のふりがなについて。
たとえば姓が「哲」の方の場合に「てつ」と日本語風に書かないで、実際の朝鮮語の発音にあわせて「ちぇ」と記載するべきでしょうか。日本で生まれ育った人物の場合は日本語風の読み方しか知らないというケースもあり、まれに迷うことがあります。
Ａ どちらでも構いません。分かる範囲で結構です。

Ｑ 平面図寸法の誤差は、何㎝程度までが許容範囲とされているのでしょうか。
各署担当者によってその辺の判断にバラツキがあるようなのですが。
Ａ 建物の形状等、ケースバイケースによって許容範囲の基準は異なります。ただし、法令上、 低面積基準を要求される場合（9.5 ㎡、16.5 ㎡等）には、検査時きっちりチェックするものとします。

Ｑ 客室内に１ｍを超えない高さの仕切りがあり、その上に素通しのガラスを置く（合計では１ｍを超える）などの営業形態は認められますか。
Ａ たとえ素通しであっても、シールを貼ったり、光の当て加減によって見通しを妨げたりするおそれがあるので、認められません。

Ｑ 営業所所在地の表記について、「～ビル３階」と記載したいが、保健所許可証が「～ビル３Ｆ」となっているとき、保健所許可証記載どおり「Ｆ」で表記すべきでしょうか。
Ａ 「Ｆ」だと階数なのか部屋の号数なのか明確ではないので、「階」で表記する方が望ましいと言えます。出来れば何階のどの部屋かまで明記して下さい。

Ｑ スライダックス（照度コントローラー）は認められないと聞いていますが、規定の照度を下回らない設定のスライダックスもだめなのでしょうか。
Ａ 下回らなければ、あっても構いません。ただし、ガムテープやボンドで固定する等、後で簡単に変更できるようなものは認められません。

Ｑ カウンターは基本的に、客室に含めるものと解してよいでしょうか。
Ａ 配膳カウンターや受付用カウンター等、客が直接使用しない部分は客室から外しますが、客が使用するカウンターは客室に含めます。

Ｑ 求積は、小数第３位まで求め、四捨五入して第２位まで記載するものと聞いていますが、切り捨てによるものは認められないのでしょうか。
Ａ （はっきりとした回答なし）求積の算式は一括したものではなく、個々の部分ごとの算式にして下さい。
＊ 運輸警察部注：小数第３位まで求め四捨五入して第２位までとするのが無難なようです。

Ｑ 午前０時までは風俗営業を営み、それ以降は同一営業所で別の者が深夜酒類提供飲食店を営むような形態は認められるのでしょうか。

Ａ 法律上は可能だが、現実の問題としては認めがたいと言えます。その様な形態の店に対しては徹底的なチェックが入ることをご承知おき下さい。

※ 所轄警察署の取扱いへの苦情等があるときは、運輸警察部を通して連絡して下さい。

※ 求積の間違いに気をつけて下さい。また途中の計算式を書くようにして下さい。

別記様式第47号(第103条関係)

※受理年月日		※受理番号	

深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。

令和5年4月1日

神奈川県公安委員会

届出者の氏名又は名称及び住所

横浜市中区山上町1丁目2番3号
株式会社神奈川産業センター
代表取締役　丸山　太郎

届出（依頼）人欄は署名押印不要だが
委任状には押印してもらいましょう。
行政書士の職印は押印をしてください。

横浜市東区東山3丁目4番5号
届出代理人行政書士　日ノ本　行政　㊞
電話番号045-123-4567

(ふりがな) 氏名又は名称		かぶしきがいしゃかながわさんぎょうせんたー 株式会社神奈川産業センター		
住所		〒012-3456 横浜市中区山上町1丁目2番3号 (045)123局4567番		
(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名		ひのもと　ゆきまさ 日ノ本　行政		
(ふりがな) 営業所の名称		すなっく　まどんな スナック マドンナ 飲食店許可証と一致		
営業所の所在地		〒123-4567 横浜市西区東幸町４丁目５番６号　横浜西口ビル４階　402号室 (045)234局5678番 なるべくビル名と部屋番号まで特定する		
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根４階建て		
	建物内の営業所の位置	4階の一部		
	客室数	1　室	営業所の床面積	41.76m²
	客室の総床面積	20.45m²	各客室の床面積	20.45m² m² m² m²
	照明設備	別紙「照明音響設備図」に記載の通り		
	音響設備	別紙「照明音響設備図」に記載の通り		
	防音設備			
	その他	出入口1か所		

備考

1　※印欄には、記載しないこと。

2　「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。

3　「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。

4　「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。

5　「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。

6　「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。

7　「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。

8　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

9　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第48号（第103条関係）

営　業　の　方　法

営業所の名称　　スナック マドンナ
営業所の所在地　　横浜市西区東幸町４丁目５番６号　横浜西ロビル４階　402号室

営　業　時　間	午前 7時　0分から 午前 2時　0 分まで 午後 午後	
18歳未満の者を従業者として使用すること	①　する　②しない	
	①　の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） ②	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する　②しない	
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する　②しない	
	①　の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ソフトドリンク、つまみ、枝豆、菓子等を客からの注文を受けて提供する。	
酒　類　の　提　供	提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、ウィスキー、焼酎等を客からの注文を受けて提供する。	
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 外見から２０歳未満と見受けられる客については身分証明書で年齢が２０歳以上であることを確認してから提供する。	
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊　興　の　内　容	通信カラオケで客が歌唱する。
	時　間　帯	午前 8 時　0 分から 午前 2 時　0 分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①　する　②しない	
	①の場合：当該兼業する営業の内容	

備考

1　「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

2　「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。

3　「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。

4　「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。

5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

委　任　状

次の者に公安委員会に対する下記の手続を委任する。

受任者

横浜市東区東山3丁目4番5号
申請代理人行政書士　日ノ本　行政

記

深夜酒類提供飲食店営業営業開始届出

上記手続の補正、取り下げ、関係書面等の受領その他関連する一切の件

以上

令和5年2月1日

委任者

横浜市中区山上町1丁目2番3号

株式会社神奈川産業センター

代表取締役　丸山　太郎　㊞印

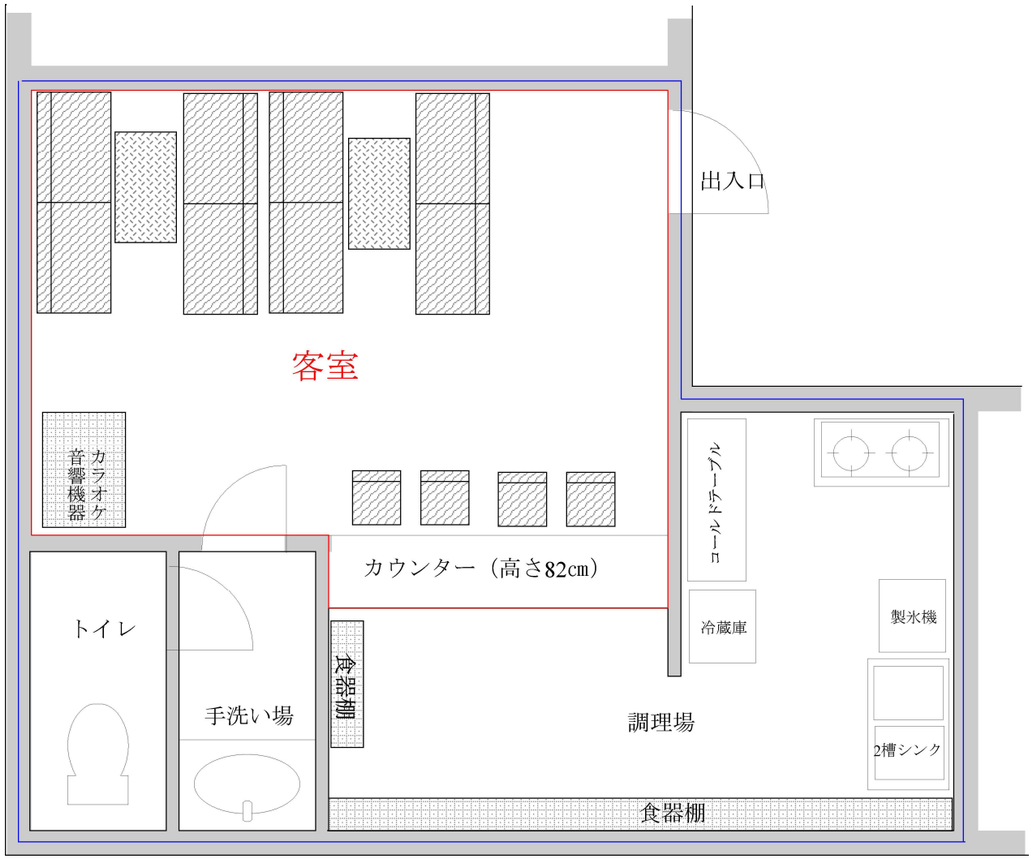
出入口
客室
カラオケ音響機器
カウンター（高さ82cm）
ホールドテーブル
冷蔵庫
製氷機
トイレ
手洗い場
食器棚
調理場
2槽シンク
食器棚

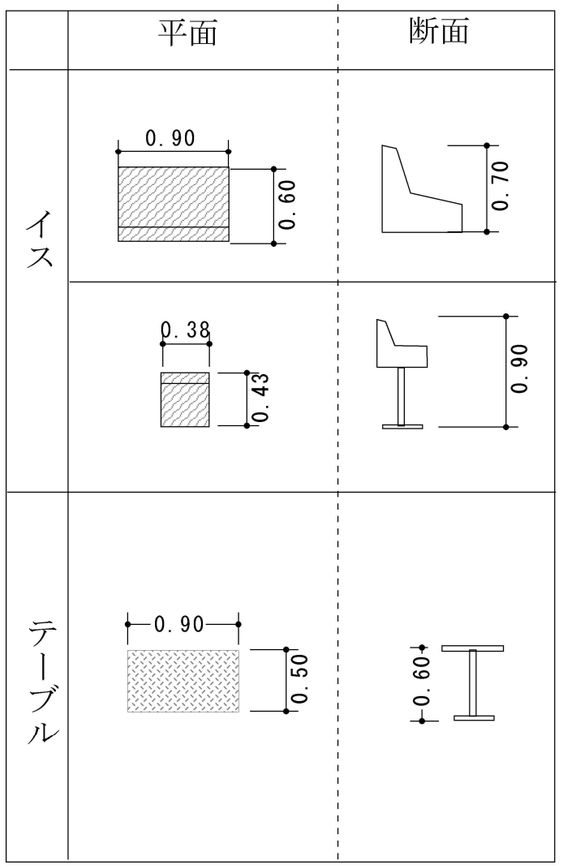
平面
断面
イス
0.90
0.60
0.70
0.38
0.43
0.90
テーブル
0.90
0.50
0.90

平面図
縮尺　1/50

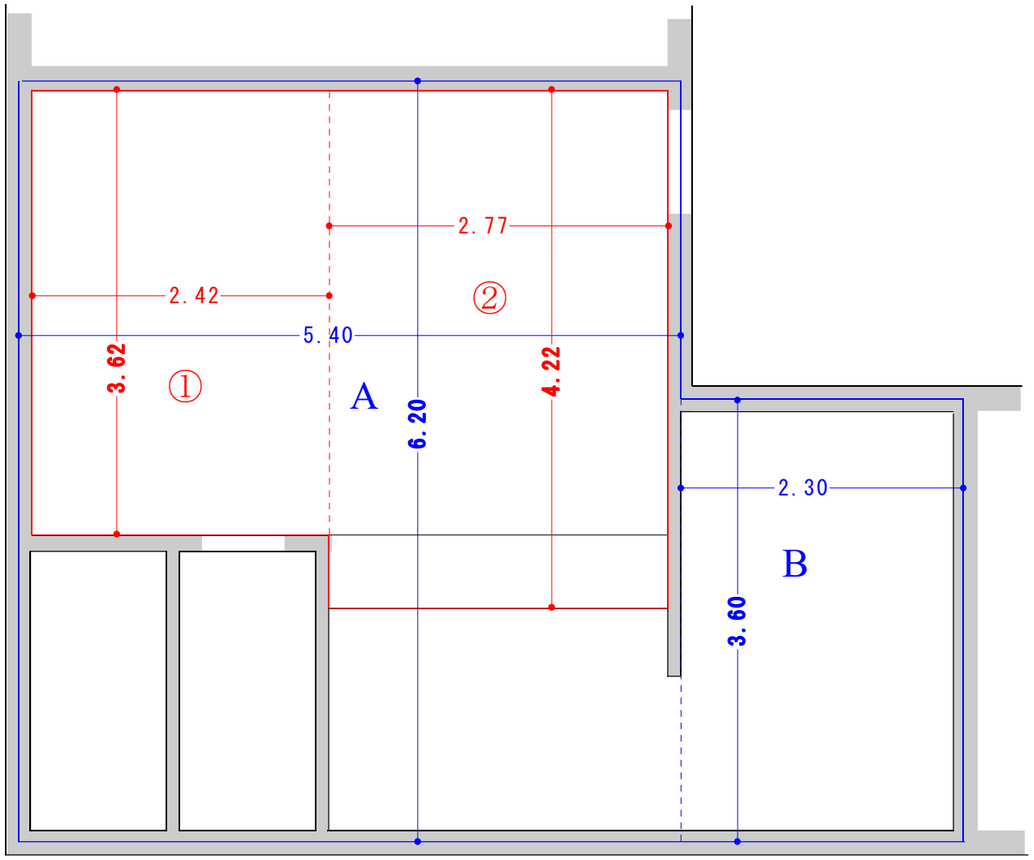

営業所床面積

A	6.20	×	5.40	=	33.4800	
B	3.60	×	2.30	=	8.2800	
				計	41.7600	㎡

客室床面積

①	3.62	×	2.42	=	8.7604	
②	4.22	×	2.77	=	11.6894	
				計	20.4498	㎡
				≒	20.45	㎡

求積図
縮尺　1/50

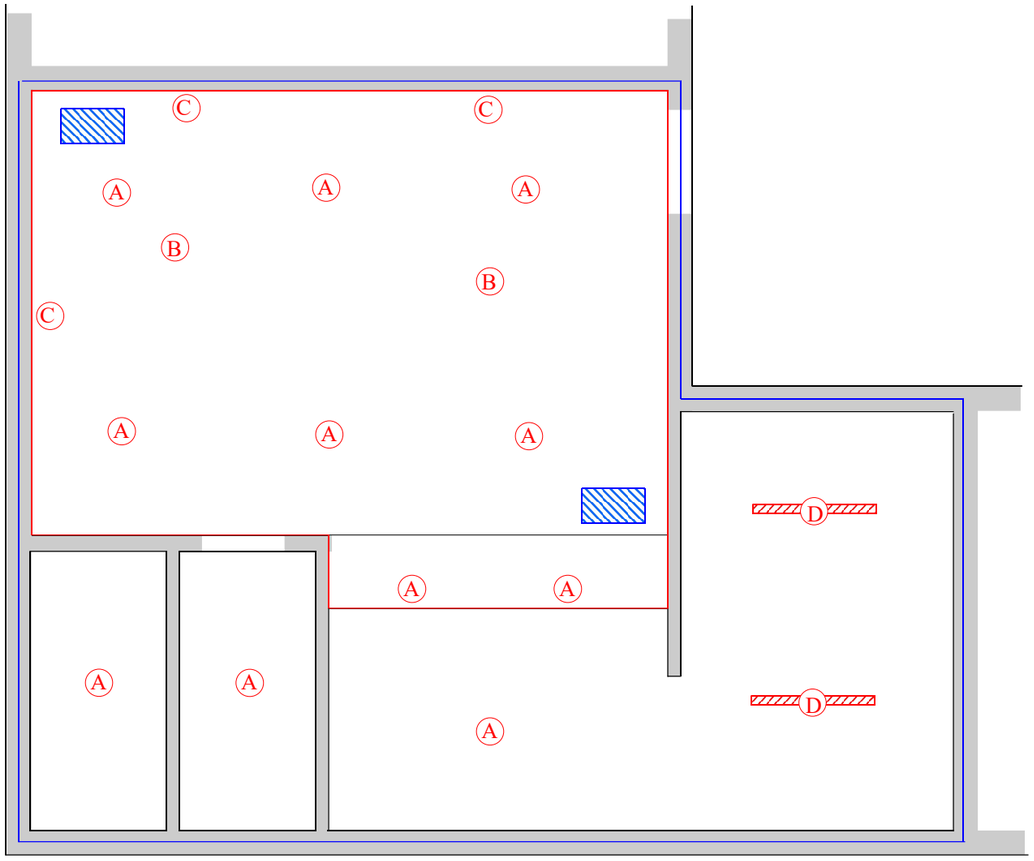

種類	記号	ワット数	客室用
ダウンライト	Ⓐ	40W	11
スポットライト	Ⓑ	60W	2
ブラケットライト	Ⓒ	20W	3
蛍光灯	Ⓓ	23W	2
スピーカー		20W	2

照明音響説図
縮尺　1/50